

令和7年4月から農地の売買・貸借の方法が変わります

農業経営基盤強化促進法等の改正により、地域計画策定後の令和7年4月から農地の売買・貸借は原則として農地バンク（北海道農業公社）を経由する手続きに変わります。

農地バンク（北海道農業公社）を経由して農地を売買する際には、次のとおり手数料等がかかります。

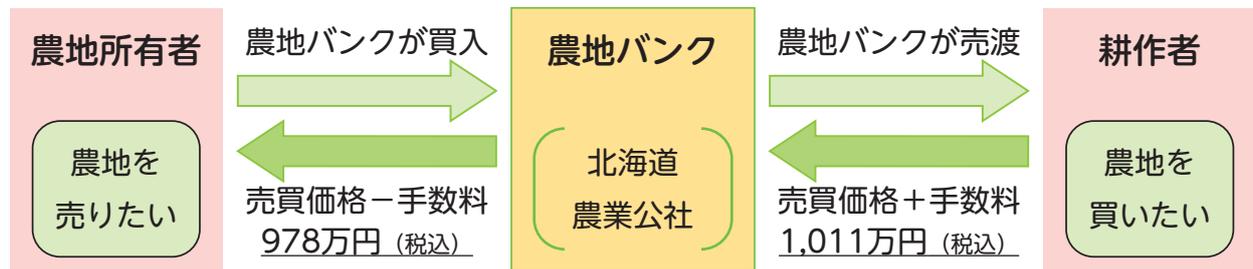
	手数料・貸付料	
	農地所有者	耕作者
① 売買	売買価格の2% (消費税別)	売買価格の1% ※1 (消費税別)
② 一時貸付後 売買	売買価格の2% (消費税別)	・貸付期間中 貸付料(毎年1回) …売買価格の1%(非課税) ・貸付終了後の売買 手数料無し ※1
③ 貸借	手数料無し	手数料無し

※1 ①・②の場合の耕作者は、手数料のほかに農地の名義変更(所有権移転登記)の登録免許税(印紙代)がかかります。

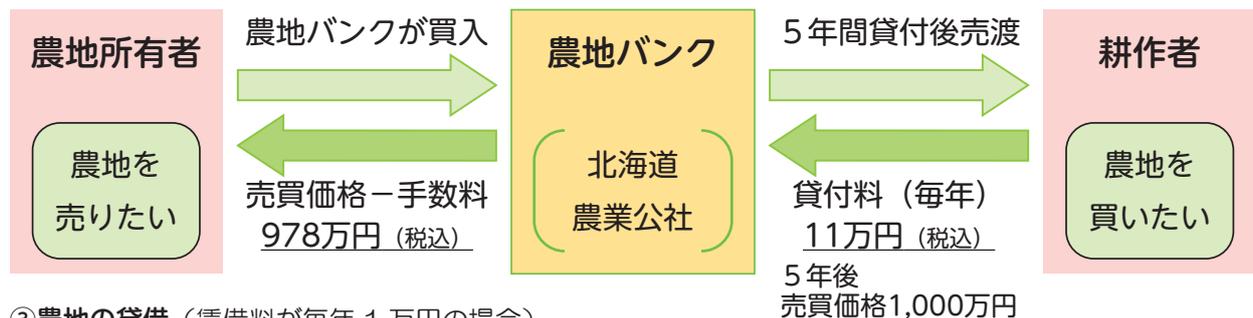
※2 農地を売買した後に、農地バンクで所有権移転登記を行います。

※3 農地の登記簿に記載されている所有者の住所や地目の変更手続きは、土地所有者が自ら手続きをするか、司法書士・土地家屋調査士に依頼をしてください。

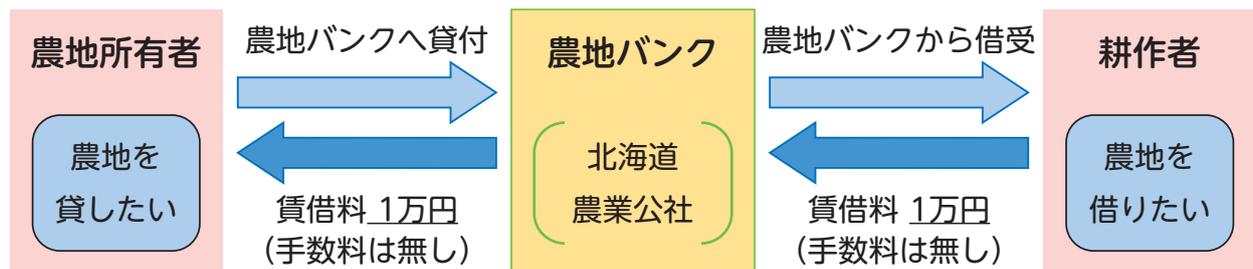
①農地の売買（1,000万円で売買する場合）



②農地を一時貸付した後に売買（5年間貸付した後に1,000万円で売買する場合）



③農地の貸借（賃借料が毎年1万円の場合）



現在農地を貸借している場合は、令和7年4月以降に契約の更新等をする時から変わります。